

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.36 マンホール設置工 23-14-4 支払	支払い項目「高力ボルト本締め工」の施工にあたり、マンホール設置に伴う鋼桁孔明工が必要となった場合、それに要する費用は別途協議対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	鋼桁孔明工は単価項目に含まれます。
2	設計図 197/667 マンホール	マンホールの材料表に記載のクロロプレンゴムの硬度は55° ±5° 相当と考えて宜しいでしょうか。また、クロロプレンゴムの設置面積についてもご教示願います。	硬度の指定はございません。設置面積は60mm幅を想定しております。
3	特記仕様書 P16 17-2 建設副産物の活用等 P.20 23-2-3 構造物掘削 支払	特殊部B1・B2・B3に使用する鋼矢板の処分に関する費用は、契約後に別途協議する内容と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	令和5年5月25日掲載の回答書のとおり、単価項目に含まれます。

4	特記仕様書 P.31 23-11-1 構造物補修工 事前調査	ひび割れ注入工・断面修復工、それぞれの事前調査の施工数量をご教示願います。	それぞれの施工範囲でお考えください。
5	設計図 462・531/667 鉄筋アンカー削孔長	回答書21-No,2では、「縁端拡幅工B 鉄筋」に、鉄筋アンカー（削孔径φ42、削孔長490mm）を計上するとの回答でしたが、訂正公告4より、縁端拡幅工B アンカー工Cに計上すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	アンカー鉄筋の材料費は鉄筋に計上、施工費はアンカー工に計上してください。
6	特記仕様書 P.20 構造物掘削 種別	4月27日の訂正公告で、特殊部A1・A2の作業内容に「均しコンクリートの打設・撤去・処分」が追加となっていました。5月25日の訂正公告時では「（余堀及び裏込めの施工含む）」に変更されています。特殊部A1・A2では、均しコンクリートの作業は不要と考える宜しいでしょうか。また、別途均しコンクリートが必要になった場合は設計変更協議の対象と考える宜しいでしょうか。ご教示願います。	均しコンクリートは必要と考えておりますが、指定をするものではないです。均しコンクリートが必要とお考えの場合は、それぞれの単価項目にて計上してください。
7	特記仕様書 P.21 構造物掘削 施工	4月27日の訂正公告に記載されていた、23-2-2 施工(6)～(8)の項目が、5月25日の訂正公告時に削除されています。①「特殊部A1・A2で発生するコンクリート塊の処分」、②「型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設」は不要と考える宜しいでしょうか。別途、①及び②について費用が発生した場合は設計変更協議の対象と考える宜しいでしょうか。ご教示願います。	①「特殊部A1・A2で発生するコンクリート塊の処分」及び②「型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設」の作業は必要と考えておりますが、指定をするものではないです。①「特殊部A1・A2で発生するコンクリート塊の処分」及び②「型わくの製作、コンクリートの運搬及び打設」の作業が必要とお考えの場合は、それぞれの単価項目にて計上してください。

8	<p>設計図207/667 落橋防止構造 P-2072(600) 下部工ブラケット詳細図</p>	<p>設計図では落橋防止構造P-2072(600)の下部工ブラケットの材質はSM400Aと記載がありますが、貸与資料の数量計算書・設計報告書では、SM490Aと記載されています。ブラケットの材質は設計図記載のSM400Aと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>そのとおりお考えください。</p>
9	<p>特記仕様書P. 24, 28 23-6-2, 23-6-8 落橋防止構造 作業内容, 支払い</p>	<p>「23-6-8支払い」で、「23-6-2『作業内容』の施工に要する費用」とありますが、「無収縮モルタル部のコンクリート表面処理工」「上部工付ブラケットのシール材の施工」は作業が不要と考えて宜しいでしょうか。別途作業が必要になった場合は設計変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>落橋防止構造の施工に必要と考えられる項目は単価項目に計上してください。なお、無収縮モルタル部のコンクリート表面処理工および上部工付ブラケットのシール材の施工は単価項目に含まれます。</p>
10	<p>回答書39 No.5 落橋防止構造の製作について</p>	<p>土木設計数量算出要領Ⅲ-11-8 材片の区分表では、落橋防止装置は「小型部材の製作」と記載されています。本工事では、工場管理費を見込まない「一般鉄骨構造」として、「P-1150(600)」「P-1717(600)」のブラケット単価で計上すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>令和5年6月22日掲載の回答書のとおり、一般鉄骨構造を想定しております。</p>